

京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程新旧対照表

改正前	改正後
(前 略)	
(目的)	(目的)
<p>第2条 記念講堂等は、京都大学（以下「本学」という。）における<u>学術の交流、産官学連携の推進及び地域社会との交流</u>を図り、本学における研究教育及び学術文化の発展並びに社会貢献に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条 記念講堂等は、京都大学（以下「本学」という。）における学術の交流及び産官学連携の推進を図り、本学における研究教育及び学術文化の発展並びに社会貢献に寄与することを目的とする。</p>
(施設)	(施設)
<p>第3条 記念講堂等に、講堂、国際連携ホール、講堂会議室、<u>1階会議室、実験室、研究室、ジュニアラボ、ラウンジ</u>、トレーニングルーム、アスレチックルーム、桂サロン、<u>ビジターズルーム</u>その他の施設を置く。</p>	<p>第3条 記念講堂等に、講堂、国際連携ホール、講堂会議室、トレーニングルーム、アスレチックルーム、<u>1階会議室、実験室、研究室、桂サロン</u>その他の施設を置く。</p>
2 (略)	2 (同 左)
<p>3 <u>ジュニアラボ、トレーニングルーム、アスレチックルーム及び桂サロン</u>（以下「<u>地域交流施設</u>」という。）は、本学の教職員及び学生並びに<u>地域住民（次条に定める管理責任者が別に定める地域に居住する者をいう。第8条第2項及び第4項において同じ。）</u>の学術文化、健康増進等の活動を通じた交流を促進するために使用するものとする。</p>	<p>3 <u>トレーニングルーム及びアスレチックルーム</u>（以下「<u>交流施設</u>」という。）は、本学の教職員及び学生の健康増進等の活動を通じた交流を促進するために使用するものとする。</p>
<p>4 <u>実験室、研究室、ラウンジ、ビジターズルーム及び1階会議室</u>（以下「<u>長期使用施設</u>」という。）は、1月以上にわたる次の各号に掲げる事業に使用するものとする。</p>	<p>4 <u>1階会議室、実験室、研究室及び桂サロン</u>（以下「<u>長期使用施設</u>」という。）は、1月以上にわたる次の各号に掲げる事業に使用するものとする。</p>
(1) 本学の教職員が研究代表者として実施する共同研究、受託研究、補助金等によるプロジェクト研究等の事業	(1) }
(2) 本学の教員等の特許権を扱う技術移転機関による事業又は本学の研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）	(2) } (同 左)
(3) その他管理責任者が適当と認める事業	(3) }
(中 略)	
(施設の使用時間又は使用期間)	(施設の使用時間又は使用期間)
<p>第7条 一時使用施設及び<u>地域交流施設</u>の使用時間は、記念講堂等の開館日の午前9時から午後5時<u>15分</u>までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</p>	<p>第7条 一時使用施設及び<u>交流施設</u>の使用時間は、記念講堂等の開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</p>
2・3 (略)	2・3 (同 左)
(施設の使用申請及び許可)	(施設の使用申請及び許可)

改 正 前	改 正 後																
<p>第8条 第3条第1項の施設を使用しようとするときは、あらかじめ管理責任者にその使用を申請して許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請ができる者は、当該施設の区分に応じて次表に定めるところによる。</p>	<p>第8条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>申請できる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時使用施設</td> <td>(1) 本学の教職員 (2) その他管理責任者が適当と認める者</td> </tr> <tr> <td>地域交流施設</td> <td>(1) 本学の教職員及び学生 (2) 地域住民(未成年者を除く。) (3) その他管理責任者が適当と認める者</td> </tr> <tr> <td>長期使用施設</td> <td>第3条第4項各号に掲げる事業を行う者</td> </tr> </tbody> </table>	施設の区分	申請できる者	一時使用施設	(1) 本学の教職員 (2) その他管理責任者が適当と認める者	地域交流施設	(1) 本学の教職員及び学生 (2) 地域住民(未成年者を除く。) (3) その他管理責任者が適当と認める者	長期使用施設	第3条第4項各号に掲げる事業を行う者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>申請できる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時使用施設</td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>交流施設</td> <td>(1) (同 左) (2) (同 左)</td> </tr> <tr> <td>長期使用施設</td> <td>(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の区分	申請できる者	一時使用施設	(同 左)	交流施設	(1) (同 左) (2) (同 左)	長期使用施設	(同 左)
施設の区分	申請できる者																
一時使用施設	(1) 本学の教職員 (2) その他管理責任者が適当と認める者																
地域交流施設	(1) 本学の教職員及び学生 (2) 地域住民(未成年者を除く。) (3) その他管理責任者が適当と認める者																
長期使用施設	第3条第4項各号に掲げる事業を行う者																
施設の区分	申請できる者																
一時使用施設	(同 左)																
交流施設	(1) (同 左) (2) (同 左)																
長期使用施設	(同 左)																
<p>3 本学の教職員以外の者が一時使用施設又は長期使用施設に係る第1項の申請を行うときは、本学の教職員の紹介を要するものとする。</p> <p>4 未成年の地域住民が地域交流施設を使用しようとするときは、第1項の申請は、当該者の保護者が行うものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設使用料)</p>	<p>3 (同 左)</p> <p>(施設使用料)</p>																
<p>第12条 使用責任者(地域交流施設の使用に係るものを除く。)は、本学の指定する方法により、施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 施設使用料の額は、別表に定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>第12条 使用責任者は、本学の指定する方法により、施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3</p>																
<p>別表</p> <p>第1表 (一時使用施設使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td>国際連携ホール</td> <td>9,900</td> </tr> <tr> <td>講堂会議室 (21・23)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>講堂会議室 (22A・22B・31・32・33・34)</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p>	施設名	使用料 (円)	講堂	13,200	国際連携ホール	9,900	講堂会議室 (21・23)	1,400	講堂会議室 (22A・22B・31・32・33・34)	1,100	<p>附 則 (令和8年3月総長裁定)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <p>第1表 (一時使用施設使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～4 (同 左)</p>	施設名	使用料 (円)	(同 左)			
施設名	使用料 (円)																
講堂	13,200																
国際連携ホール	9,900																
講堂会議室 (21・23)	1,400																
講堂会議室 (22A・22B・31・32・33・34)	1,100																
施設名	使用料 (円)																
(同 左)																	

改 正 前		改 正 後	
第2表（長期使用施設使用料）		第2表（長期使用施設使用料）	
施設名	使用料（円）	施設名	使用料（円）
船井交流センター <u>実験室</u>	2, 200	船井交流センター <u>1階会議室</u>	(同 左)
〃 <u>研究室</u>		〃 <u>実験室</u>	
〃 <u>2階ラウンジ</u>		〃 <u>研究室</u>	
〃 <u>1階会議室</u>		〃 <u>桂サロン</u>	
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (同 左)	